



株式会社 ECOMMIT と 資源循環等の推進に関する協定を締結しました ～リユース品の無料回収イベントを開催～

堺市では、株式会社 ECOMMIT（エコミット）と環境に配慮した資源循環等の推進に関する協定を締結しました。本協定は、市全体でごみ減量に集中的に取り組むプロジェクト「堺・ごみ減量 4R 大作戦」の一環として締結するものです。協定締結により、環境に配慮した資源循環を推進し、家庭で不要になったものをごみとして廃棄せず「リユース」に取り組む機会を市民へ提供することで、幅広い世代に対してリユース意識の醸成や行動変容を促すきっかけになることをめざします。

また、本協定に基づき、リユース品の無料回収イベントの開催などリユース促進につながる連携事業を開始します。

1 協定名

堺市と株式会社 ECOMMIT による環境に配慮した資源循環等の推進に関する協定

2 締結先

株式会社 ECOMMIT（鹿児島県薩摩川内市水引町2803）

代表取締役 CEO 川野 輝之

3 連携内容

- (1) 市民から排出される使用可能な物品のリユース促進につながる事業に関すること。
- (2) その他、本協定の目的を達成するために甲及び乙で合意した事項に関すること。

4 協定締結日

令和6年2月22日（木）

5 具体的な連携事業

- (1) リユース品の無料回収イベント～「うちのお宝」を救出しよう♪～

開催日時：令和6年3月24日（日） 午前10時～午後3時

場 所：クリーンセンター浄化ステーション（堺市西区草部 1120-1）

実施内容：各家庭で眠っているまだ十分に使用できる不要品（食器・キッチン用品、家具、家電、工具、おもちゃ、雑貨等）の持参を市民に呼びかけ、再利用が可能なリユース品について、株式会社 ECOMMIT が持つ多様な販売チャンネルを活用することにより、次の使い手につなげます。

- 回収までの流れ：①希望者は堺市ホームページの堺市電子申請システムから事前に予約申込
 ②資源循環推進課において当選者（希望者の中から抽選で決定）を決定し連絡
 ③当日の指定時間にクリーンセンター浄化ステーションへリユース品を直接持ち込み
- リユース品回収イベントの詳細や申込については、堺市ホームページをご参照ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/recycle/reuse-event.html

(2) 市の処理施設に持ち込まれた不要品のリユース

開始時期：令和6年6月（予定）

実施内容：クリーンセンター東工場及び臨海工場に持ち込まれた粗大ごみ等の中から再利用が可能な物を選別し、株式会社 ECOMMIT がもつ多様な販売チャンネルを活用することにより、リユースを行います。

6 株式会社ECOMMIT会社概要

同社は「捨てない社会をかなえる」ために、ものが循環するインフラをビジネスで実現する循環商社です。全国7箇所
 に自社の循環センターを持ち、不要になったものを回収・選別・再流通しています。さらに、「ものの流れ」をデータ化する
 自社開発のトレーサビリティシステムにより、リユース・リサイクル率の算出や、CO2削減量のレポートまで行うこ
 とで、企業や自治体のサステナビリティ推進に向けたサービスを包括的に提供しています。

直近では、不要品の「回収」、最適な使い道の「選別」、不要品を再活躍させる「リユース・リサイクル」の循環をつくる
 仕組み「PASSTO」を展開しています。

現在、全国累計50以上の自治体（広域連合を含む）と連携してリユース推進事業を実施しています。

URL：<https://www.ecommit.jp>

問 い 合 わ せ 先	(民間事業者との連携・リユースイベントに関すること) 担 当 課：環境局 環境事業部 資源循環推進課 電 話：072-228-7479 ファックス：072-228-7063
	(市の処理施設に持ち込まれた不要品のリユースに関すること) 担 当 課：環境局 環境事業部 クリーンセンター管理課 電 話：072-252-0815 ファックス：072-251-9646

堺市と株式会社 ECOMMIT による

環境に配慮した資源循環等の推進に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と株式会社 ECOMMIT（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は緊密な連携のもと相互に協力し、それぞれの資源や機能等の活用を図り、ごみの減量やリユース活動等、環境に配慮した資源循環等を促進し、市民サービスの向上及び4 Rに根差した循環型社会の形成に寄与することを目的として協定を締結する。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 市民から排出される使用可能な物品のリユース促進につながる事業に関すること。
- (2) その他、本協定の目的を達成するために甲及び乙で合意した事項に関すること。

（実績報告）

第3条 乙は、リユース品の取引を行った実績を甲に報告する。報告の詳細（方法・時期を含む。）については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合は、その都度協議のうえ、書面により必要な変更を行うものとする。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知し、相手方と協議し書面により合意した場合、本契約の全部又は一部を解約することができる。

(反社会的勢力への対応等に関する特則)

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力(暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (3) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (4) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙が協議してこれを定めることとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年2月22日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 永藤 英機

乙 鹿児島県薩摩川内市水引町2803番地
株式会社 ECOMMIT
代表取締役 CEO 川野 輝之